

情報通信審議会 情報通信政策部会（第46回）議事録

- 1 日時 平成27年1月21日（水） 14時45分～14時55分
- 2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）
- 3 出席者
 - (1) 委員（敬称略）
石戸 奈々子、伊東 晋、近藤 則子、鈴木 陽一、須藤 修、
谷川 史郎、知野 恵子、根本 香絵、三尾 美枝子（以上9名）
 - (2) 事務局
蒲生 孝（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）
- 4 議 題
部会長の選出及び部会長代理の指名について

開 会

(蒲生管理室長) お待たせいたしました。ただいまから情報通信審議会 第46回 情報通信政策部会を開催いたします。

私は事務局を担当しております、情報通信国際戦略局管理室長の蒲生でございます。本日は、部会長が選出されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。資料は封筒に入っております議事次第1枚ですが、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、先ほどの総会で会長から指名された情報通信政策部会の委員の皆様の名簿は、総会にて配付したものをご覧ください。また、卓上の画面には、当部会にご所属の委員の皆様を示した座席表を表示しておりますので、ご確認ください。

本日は、委員15名中9名が出席されておりますので、定数を満たしております。

部会長の選出及び部会長代理の指名について

(蒲生管理室長) 次に、部会長の選出をお願いしたいと思います。情報通信審議会令第6条第3項の規定により、部会長は委員の互選により選任することとなっておりますので、どうぞ、委員の皆様からご推薦をお願いいたします。

(近藤委員) はい。

(蒲生管理室長) 近藤委員、お願いします。

(近藤委員) 皆様それぞれにご見識のある方ばかりだと思いますが、これまで情報通信政策部会の部会長を務めてこられ幅広い知識をお持ちであり、政府の各種会議への参画経験も豊富であります須藤委員が適任であると存じます。須藤委員を推薦申し上げます。

(蒲生管理室長) ただいま近藤委員から、須藤委員を部会長にとのご推薦がありました。が、皆様、いかがでしょうか。

(「賛成」「異議なし」の声あり)

(蒲生管理室長) ありがとうございます。それでは、須藤委員に部会長をお願いしたいと思います。ここからの議事進行は須藤部会長をお願いいたします。

(須藤部会長) ご指名いただきました須藤でございます。知見の豊かな委員の方ばかりですので、微力ではございますけれども、何とぞ、一緒にこの極めて重要な情報通信政策についてご審議いただきたいと思います。

先般、今月に入ってですが、JRの社長をはじめ、幹部の方と話し合いまして、プライベートな会合でしたけれども、やはり、東京オリンピック・パラリンピックに向けた体制を重視するというをおっしゃっていました。その際、多言語音声翻訳、V o

i c e T r a の実用に協力していただきたいと、会長でもございますので、改めて会長として、社長、会長、それから相談役に、ご挨拶に近々まいりますのでよろしくお願ひしますと言ったら、喜んでということを書いていただきまして、J R さんも協力してくださると非常に影響力も大きいということで、期待しているところでもございます。

それから、今月に入りまして、相次いで日本の有名な商社の方々、執行役員の方々が I C T 政策について意見交換したいということでしたので、執行役員レベルの方々とお話して、総務省としては、やはりオリンピック・パラリンピックに向けた整備が極めて重要視されているし、私もその委員の一人として尽力したいということをお願いしたところですが、その際におっしゃったのは、「我々も極めてそれを重視しているけれども、既に我々の会社ではポストオリンピック・パラリンピックを考えている。」ということでした。この整備をさらにその後どう展開するか、国内もそうだけれども、国際展開を考えていて、特にアジアだというご意見を伺って、執行役員、さすがによく考えているなど思いました。もう組織でやはり検討に入られているそうですけれども、我々としてもそれもにらんだ上で、この情報通信政策、オリンピック・パラリンピックは極めて重要ですが、そのポストをどうするかということまで含めて、やはり政策的な議論を各委員にさせていただければと思いますし、もう既に総務省もいろいろお考えで、今日、総会の政策紹介ありましたけれども、それもにらんだ動きもいっぱい入っているなど思いながら拝見したところです。

この情報通信政策部会も極めて重要な部会だと思いますので、各委員、よろしくご協力のほど、お願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。

それでは、次に私がしなければならないのは、私がやむを得ぬ事情で主宰できない場合があるかと思っておりますので、その万が一の場合には、いろいろ動いていただかなければならない部会長代理を決めておかないといけないということになります。部会長代理は規定、情報通信審議会令第 6 条第 5 項でございますけれども、この規定に基づきまして部会長が指名させていただくことになっておりますので、私から指名させていただきます。部会長代理は、本日はご欠席ですけれども、新美委員にお願いしたいと思います。新美委員には、後ほど事務局よりご連絡をお願いするということにさせていただきます。事務局、よろしくお願い申し上げます。

閉 会

(須藤部会長) 以上で本日予定の議題は終了いたしました。

委員の皆様から、何か特段、これだけは言っておきたいということがございましたら、ご発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局にお返しします。

(蒲生管理室長) この後、当会議室におきまして、引き続き情報通信技術分科会を開催いたします。井野委員、谷川委員、三尾委員の皆様のご出席はここまでとなりますが、その他の委員の皆様は、当会議室にてしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。